

京田辺市立小学校給食調理業務委託提案募集要項(平成27年度版)

京田辺市立小学校給食調理業務委託に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり提案書を募集します。

1 業務目的

京田辺市立小学校給食調理業務を民間事業者委託するにあたり、給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を児童に提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、かつ優れた調理技術等を有する事業者を選定することを目的とする。

2 対象校及び契約期間等

(1) 対象校

ア 三山木小学校 京田辺市宮津宮ノ下4-3

1日あたりの調理見込み食数、年間の給食実施予定回数

概ね700食、年間184回前後

米飯を基本とし、パン食は月2回程度

※平成30年度には980食程度に増える見込み

イ 大住小学校 京田辺市大住池平88

1日あたりの調理見込み食数、年間の給食実施予定回数

概ね300食、年間184回前後

米飯を基本とし、パン食は月2回程度

なお、履行日については、学校給食調理業務の民間委託共通仕様書及び学校別仕様書による。

(2) 契約期間は、特別な事情のない限り、契約日から平成31年3月31日までの長期継続契約(3年間)とする。

(3) 受託事業者の業務実施状況等について、定期または随時に評価を行い、その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合には、受託事業者に対して一定期間内に具体的な改善策及びその実施を文書により求める。(改善勧告)

この勧告に基づき、当該期間内に改善できない場合には、前(2)に関わらず契約を解除する場合がある。

3 業務内容

京田辺市立小学校給食調理業務委託共通仕様書及び学校別仕様書による。

4 参加資格

(1) 京田辺市平成26年度・27年度物品・役務にかかる指名競争入札参加資格審査登録者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。

- (3) 平成27年11月現在において、過去3年間、文部科学省作成の「学校給食衛生管理の基準」及び厚生労働省作成の「大量調理の施設衛生管理マニュアル」に基づき、学校（原則として公立小・中学校自校調理方式）給食施設の調理業務の受託実績を有し、現在も受託していること。
 - (4) 過去3年間に、学校給食施設において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止の処分を受けていないこと。
 - (5) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しており、本市が示す仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
 - (6) 業務の履行が不可能となった場合、業務の継続履行が保障される代行体制が確保されていること。
 - (7) 過去1年間の法人税、消費税、又は地方消費税を滞納していないこと。
- 5 募集要項等の配付
- (1) 配付書類
 - ア 募集要項
 - イ 提案書様式
 - ウ 京田辺市立小学校給食調理業務委託共通仕様書
 - エ 京田辺市立三山木小学校給食調理業務委託学校別仕様書
 - オ 京田辺市立大住小学校給食調理業務委託学校別仕様書
 - カ 京田辺市学校給食衛生管理マニュアル
 - (2) 配付方法

平成27年12月3日(木)から京田辺市教育委員会ホームページに掲載しますので、説明会当日には、必ずダウンロードしてご持参ください。
- 6 募集に関する説明会（現地説明を含む）
- 参加者は、1社2名までとする。（現地説明会は1名）
- 平成27年12月11日(金) 14時～
- 京田辺市役所 305会議室
- （現地説明） 大住小学校 15時
- ※ 三山木小学校については、新給食室の建築途中のため現地説明会はありません。
- ※ 現地への移動は市公用車を用意していますが、乗車定員が限られておりますので、ご利用を希望される方は予め報告願います。
- ※ 現地説明会参加者は、検便結果表及び帽子・上衣・調理室用シューズを必ずご持参ください。（検便結果の提出がない場合は、給食室に入室できません）
- 7 質問の受付及び回答
- (1) 本募集に係る質問は、質問書に記入し、平成27年12月14日（月）午後5時までに電子メールで行うこと。

なお、質問の件名は「学校給食調理業務委託に関する質問について」とすること。

質問先の電子メールアドレス

gakko-seibi@kyotanabe.jp

(2) 電話での質問については、応じないこととする。ただし、提出された質問書の内容について、疑義が生じた場合は、質問者に電話で問い合わせをする。

(3) 質問事項の回答は、平成27年12月18日（金）までに全提案者に電子メールで通知する。

8 提案書等の提出

(1) 提案書受付期間

平成27年12月22日(火)午前9時から午後5時まで。

※提出については、事前に電話で日時予約をし、必ず持参によること。

(2) 提出書類

ア 提案書

イ 納税証明書 (平成26年分)

ウ 決算報告書（貸借対照表・損益計算書等）

(過去3年分 24. 25. 26年度)

エ 会社のパンフレット等（会社の概要がわかるもの）

(3) 提出部数

正本(要押印)1部 副本8部

(4) 提出先

〒610-0393

京田辺市田辺80番地

京田辺市教育委員会教育部学校環境整備課

(5) その他

ア 提案書等は学校ごとに提出すること。

イ 提案する学校における京田辺市立学校給食調理業務委託共通仕様書及び学校別仕様書を踏まえた具体的な提案をすること。

ウ 提出書類は、所定の様式を使用し、A4判・縦型・横書き・左綴りで作成するものとし、ページを付して、提案書及びマニュアル等添付書類については、A4判フラットファイルに綴じて提出すること。なお、表紙と背表紙に応募事業者の社名と学校名を記載すること。

エ 記載内容は、できるだけ簡潔にまとめること。

オ 見積金額については、3年間合計分及び各年度別の金額と明細について作成し、提出すること。（積算根拠は、わかりやすく、明確に記載してください。）

9 提案書記載の内容の確認

提案者は、提出された提案書等の内容について、本市から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。なお、回答内容も提案の一部として、取り扱うので、留意すること。

10 第1次審査（書類審査）の結果通知

- (1) 審査は、学校別に実施する。
- (2) 第1次審査の結果は、平成28年1月15日（金）に電話又はFAXで通知する。
- 1 1 第2次審査（ヒアリング）の実施
 - (1) 実施日 平成28年1月25日（月） 予備日 1月26日（一次審査通過者多数の場合）
 - (2) 実施場所 市役所 305会議室
 - (3) 提案時間 20分以内（質疑応答の時間は含まない。）
 - (4) 説明者 2名以内
 - (5) 準備物 パソコン等を使用される場合は、提案者で必要な備品について準備願います。（プロジェクター・スクリーンは市で準備します。）
 - (6) ヒアリングの手法、内容については、別途通知する。
- 1 2 最優秀提案者の決定等
 - (1) 「京田辺市立小学校給食調理業務委託業者選定基準」に基づき、「京田辺市立小学校給食推進委員会の専門委員会（委託業者選定委員会以下「選定委員会」という。）において、提案内容の評価と見積額を総合的に審査し、最優秀提案者を決定する。
 - (2) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に文書にて通知する。
 - (3) 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとする。
- 1 3 最優秀提案者の決定時期
平成28年2月初旬
- 1 4 契約の締結等
 - (1) 京田辺市立小学校給食調理業務の委託契約については、最優秀提案者を優先交渉権者として、交渉を行い、契約を締結する。
 - (2) 契約時期は、平成28年3月を予定。
 - (3) 最優秀提案者が特別な理由により契約締結を辞退した場合は、再度選定委員会で業者を決定し、契約をする。
- 1 5 その他留意事項
 - (1) 業者が複数の対象校に応募することは妨げないが、その場合は必ず受託できることを前提に応募すること。
 - (2) 提案内容に虚偽の事実があった場合は、失格とする。
 - (3) 提案書の文言の表記については、可能な限りわかりやすく平易な表現とすること。
 - (4) 提出期限までに書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
 - (5) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - (6) 提出された書類は、返却しない。
 - (7) 企画提案者の提出者として、参加者名を公表することがあります。
 - (8) 提案書等は、本業務の受託者選定以外の目的に使用しない。ただし、選考の公平性、透明性、客観性を期するため、公表することがある。
 - (9) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (10) 本市から受領した資料は、本市の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (11) 市が示した参考価格を超えた場合は失格とする。
- (12) 応募者は、提案書の提出をもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- (13) 応募者の提出書類等の著作権は作成者に帰属するが、市は必要と認める場合は、無断、無償で複製を作成する場合がある。
- (14) 記載すべき事項の全部又は、一部が記載されていない場合は、失格とする。
- (15) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合や著しく信義に反する行為があった場合は失格とする。

16 参考金額（税抜）

- (1) 三山木小学校 52,800,000円(3年間)
- (2) 大住小学校 39,999,000円(3年間)

上記金額は、プロポーザル方式により、京田辺市立小学校給食調理業務委託提案募集を行うために、参考として提示するものであって、契約予定額ではありません。

なお、消費税額は別途支払いとする。(消費税法が改正される見込みのため)

提出先・問い合わせ先

〒610-0393

京田辺市田辺80番地

京田辺市教育委員会教育部学校環境整備課 担当 ^{のぶうじ} 信氏

電話 0774-64-1393

FAX 0774-64-1390

電子メールアドレス gakko-seibi@kyotanabe.jp

平成27年 月 日

質 問 書

京田辺市教育委員会 様

会社名
所在地
担当者名
電話番号
FAX番号
E-mail

京田辺市立小学校給食調理業務委託業務提案募集要項等に関して以下の
ことについて質問します。

記

文書名

ページ項目

質問内容

質問は、本様式に1問とし、簡潔に記載してください。
電子メールで、提出してください。電話、口頭による質問には、一切応
じません。
提出期日は、平成27年12月14日（月）午後5時までです。